

逗子市市税条例等の一部を改正する条例の概要

1 趣 旨

令和3年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）中、令和3年4月1日施行となる固定資産税及び軽自動車税関係の規定に対応するため、逗子市市税条例の一部を改正するものです。

2 地方税法 の主な改正内容

- ①-1 固定資産税の課税標準の特例措置を2年延長
（対象）中小企業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられた設備 等
- ①-2 固定資産税等(土地)の負担調整措置における経過措置を3年延長
- ② 軽自動車税種別割グリーン化特例の重点化及び取得期間の延長

《改正前》		《改正後》		
取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日 軽課年度：取得の翌年度のみ		取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 軽課年度：取得の翌年度のみ		
自家用乗用車	区 分	軽減率	区 分	軽減率
	電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減	電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
	2020年度基準+30%達成	50% 軽減	軽減なし (R元年度税制改正で法制化済)	
2020年度基準+10%達成	25% 軽減			
営業用乗用車	区 分	軽減率	区 分	軽減率
	電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減	電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
	2020年度基準+30%達成	50% 軽減	2030年度基準+90%達成	50% 軽減
2020年度基準+10%達成	25% 軽減	2030年度基準+70%達成	25% 軽減	
軽貨物自動車	区 分	軽減率	区 分	軽減率
	電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減	電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
	2015年度基準+35%達成	50% 軽減	軽減なし	
2015年度基準+15%達成	25% 軽減			

3 逗子市市税条例 の改正内容

- ① 固定資産税関係（附則） 引用条項を修正するなど文言の整理を行います。
- ② 軽自動車税関係（附則） 対象種別及び期間の延長について条項を新設するとともに条項のずれを修正するなど文言の整理を行います。

4 施行日

令和3年4月1日

逗子市市税条例(昭和49年条例第35号)新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正後 (案)
<p style="text-align: center;">逗子市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年12月9日 逗子市条例第35号</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>26 法附則第15条、第15条の8及び第64条に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(3) <u>法附則第15条第30項第1号イ</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(4) <u>法附則第15条第30項第1号ロ</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(5) <u>法附則第15条第30項第1号ハ</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(6) <u>法附則第15条第30項第1号ニ</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(7) <u>法附則第15条第30項第2号イ</u>に規定する条例で定める割合は、</p>	<p style="text-align: center;">逗子市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年12月9日 逗子市条例第35号</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>26 法附則第15条、第15条の8及び第64条に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法附則第15条第27項第1号イ</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(4) <u>法附則第15条第27項第1号ロ</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(5) <u>法附則第15条第27項第1号ハ</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(6) <u>法附則第15条第27項第1号ニ</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(7) <u>法附則第15条第27項第2号イ</u>に規定する条例で定める割合は、</p>

4分の3とする。

(8) 法附則第15条第30項第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

(9) 法附則第15条第30項第2号ハに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

(10) 法附則第15条第30項第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(11) 法附則第15条第30項第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(12) 法附則第15条第30項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(13) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(14) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(15) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(16) 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。

(17) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(18) 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

4分の3とする。

(8) 法附則第15条第27項第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

(9) 法附則第15条第27項第2号ハに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

(10) 法附則第15条第27項第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(11) 法附則第15条第27項第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(12) 法附則第15条第27項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(13) 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(14) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(15) 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(16) (略)

(17) (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

27 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

28 当分の間、第25条の規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

29 市長は、当分の間、第25条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

30 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この項から第34項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第26条第2号アの規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記2 参照】

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

27 (略)

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

28 (略)

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

29 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

30 (略)

(略)

31 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記3 参照】

32 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第26条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記4 参照】

33 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対す

31 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第26条第2号アの規定の適用については_____、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

32 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項、次項、第36項及び第37項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第26条第2号アの規定の適用については_____、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

33 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対す

る第26条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記5 参照】

- 34 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第31項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

る第26条第2号アの規定の適用については_____、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 34 (略)

- 35 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年

3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第31項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

36 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第32項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

37 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(平成30年度から令和2年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置の適用)

35 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 3号)附則第18条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について法附則第18条の3及び第25条の3の規定を適用しない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

36 法附則第60条第3項に規定する市民の福祉の増進に寄与する放棄として条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

(令和3年度から令和5年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置の適用)

38 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条__の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について法附則第18条の3及び第25条の3の規定を適用しない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

39 (略)

【別記2】

現行

第26条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

【別記3】

現行

第26条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

【別記4】

現行

第26条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

【別記5】

現行

第26条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

逗子市市税条例の一部を改正する条例(令和2年逗子市条例第25号)による改正後の逗子市市税条例新旧対照表(第2条による改正)

現行	改正後(案)
<p style="text-align: center;">逗子市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年12月9日 逗子市条例第35号</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>30 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この項から第34項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第26条第2号アの規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記2 参照】</p>	<p style="text-align: center;">逗子市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年12月9日 逗子市条例第35号</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>30 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この項から第37項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第26条第2号アの規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>